

**報告** 2024年2月22日 国相手の大飯3・4号運転停止を求める裁判（大阪高裁）  
第5回口頭弁論&報告・交流会

ばらつきは、主に平均すべり量の違いにより生ずる  
国の「不確かさの考慮」では、ばらつきは無視

次回5月31日（金）は破砕帯と重大事故対策のプレゼン 14:15～（202号法廷の予定）

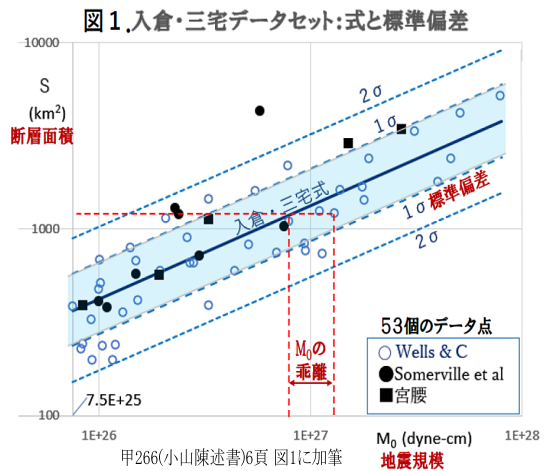


口頭弁論後の報告・交流会

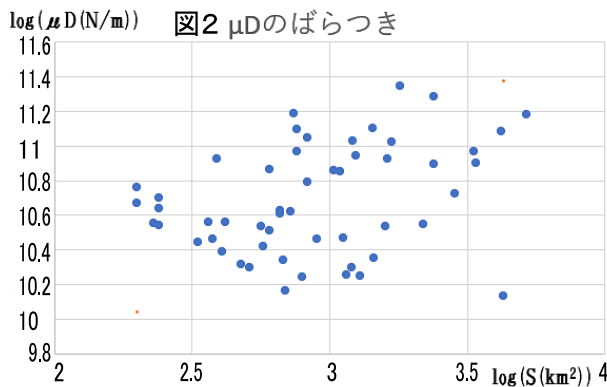
2月22日、国相手の大飯3・4号の運転停止を求める裁判（大阪高裁）の第5回口頭弁論が行われた。原告側は初参加の人も多く、約70人が傍聴に参加した。前回から裁判長を含む2名の裁判官が交代したため、今回、次回と新しい裁判官に、これまでの主張を説明する場を持つことになった。今回は、基準地震動評価（争点3：「ばらつき」が考慮されないことによる過小評価、争点2：入倉・三宅式による過小評価）について、国、原告の順に各40分のプレゼンテーションが行われた。

◆争点3：「不確かさの考慮」とは別に「ばらつきの考慮」をすべき

「ばらつきの考慮」（争点3）について国は、「経験式が有するばらつき」とは、経験式とその基となった観測地震データとのかい離であることは認め、「ばらつき自体をなくすことはできない」ことも認めた。しかし、「ばらつき」が生ずる原因として、自然現象に対する知識の欠如、計測技術の不完全さ等、「不確かさ」が生ずる原因を挙げた。ばらつきを考慮して地震規模（地震モーメント）を大きく設定することは、関係法令や「推本レシピ」（地震動予測のための手順書）に規定がない、断層面積など各種パラメータの「不確かさ」を考慮すれば、地震規模の上乗せは必要ないと主張した。さらに、ばらつきを考慮すると震源モデルが破綻すると主張した。



原告側の武村弁護士は、入倉・三宅式とその基となった地震データを示したグラフ（図1）を



甲266(小山陳述書)8頁 図3と同一のデータを用いて作成した図

使って「ばらつき」（かい離）とは何かを詳しく説明した。入倉・三宅式で求められる地震モーメント  $M_0$  は、基となったデータ（図1中の○印等）の平均値であり、基データで、同じ断層面積  $S$  から入倉・三宅式で求められる値よりも大きな値の  $M_0$  になっているものも多数ある。このため、そのような場合が当然想定されるべきだ。

さらに、「ばらつき」が生ずる原因を、地

震モーメントの定義式 $M_0 = \mu D S$ を示して説明した(図2)。 $\mu$ は剛性率(土地の硬さ)、 $D$ は平均すべり量を示す。同じ断層面積 $S$ であっても、 $\mu$ と $D$ が異なる値を取ることによって、 $M_0$ は異なる値となる。事実、入倉・三宅式の基データを、 $\mu D (=M_0/S)$ を縦軸、 $S$ を横軸にして示してみると、同じ $S$ に対して $\mu D$ は様々な値をとることが分かる(図2)。ばらつきの原因を「不確かさ」に求める国の主張は誤りだと批判した。

武村弁護士は震源モデルが破綻するとの国の主張に対して、入倉・三宅式の基データには同式が示す平均値よりも大きな $M_0$ となっているものがあることを示し、実際に生じたこれらの地震データに対しても震源モデルが破綻するというのであれば、震源モデルを設定する手法自体の限界、運用の誤りだと一蹴した

#### ◆争点2：事前に予測可能な断層面積では入倉・三宅式は過小評価になる

原告は、事前に設定可能な(震源インバージョンによらない)断層面積を用いて、入倉・三宅式で $M_0$ を求めると過小評価になると主張している。これに対し国は、国内の地震について、地震の揺れの観測記録に基づく震源インバージョンで求めた断層面積を入倉・三宅式に当てはめると整合するとし、入倉・三宅式は合理的と主張してきた。原判決は国の主張をそのまま認めた。今回も国は同様の主張を繰り返した。

武村弁護士は、「震源インバージョンによらない断層面積」と「震源インバージョンによる断層面積」の違いを説明し、大飯原発の地震動評価では、測地学的手法などで求めた「震源インバージョンによらない断層面積」を採用していること、その場合に入倉・三宅式を用いると過小評価になることを説明した。国は、これに対して国が全く反論・反証していないと批判した。また、震源インバージョンか否かで $S$ と $M_0$ の係りに系統的ずれがあることが、入倉・三宅(2001)論文でも指摘されていることを改めて強調した。

#### ◆報告・交流会：力強いプレゼンに大きな拍手

法廷後に報告・交流会を行った。報告会では、参加者から、会心のプレゼンで、地裁で勝訴した時と同様の雰囲気を感じた、武村弁護士の言葉には重みがあり力強かった等の感想が出された。40分間のプレゼンをされた武村弁護士に大きな拍手が送られた。

「ばらつき」の根源は断層面積 $S$ の「不確かさ」にあるのではなく、 $\mu D$ 、特に地震の本質である平均すべり量 $D$ にあることが重要だと議論がなされた。

交流会では、能登半島地震を踏まえた取り組みとして、全国の市民・団体や立地地域の住民らが原発の運転停止等を求めて国への要請行動を行ったこと等が報告された。

また、関電の原発敷地内での乾式貯蔵施設の設置を止めるため、問題点等の紹介がなされた。若狭町の石地さんは、福井県知事の事前了解が非常に差し迫った状況にあると報告し、3月11日の県議会閉会までに県議に対し、県外の声を無視しないこと等を求めてほしいと訴えた。

次回5月31日は、残り2つの大きな争点である、①敷地内破砕帯評価と②重大事故対策について双方がプレゼンする予定だ。次回も法廷に集まろう。

2024年2月29日

おおい原発止めよう裁判の会事務局

(連絡先：美浜の会気付) 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)